

令和7年度児童手当等所得限度額表

令和7年4月1日 現在

単位：万円

種別 扶養親族等の数	育成手当 障害手当	児童扶養手当				特別児童扶養手当		ひとり親家庭等医療費助成		児童手当	子ども 医療費助成	種別 扶養親族等の数
	本人限度額	本人限度額 (全部支給)	本人限度額 (一部支給)	配偶者及び 扶養義務者 孤児等の養育者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者	本人限度額	配偶者及び 扶養義務者 孤児等の養育者	本人及び 配偶者	本人及び 配偶者		
0	360.4 (518.0)	69 (142.0)	208 (334.3)	236 (372.5)	459.6 (642.0)	628.7 (831.9)	208 (334.3)	236 (372.5)	所得制限 なし	所得制限 なし	0	
1	398.4 (565.6)	107 (190.0)	246 (385.0)	274 (420.0)	497.6 (686.2)	653.6 (859.6)	246 (385.0)	274 (420.0)			1	
2	436.4 (613.2)	145 (244.3)	284 (432.5)	312 (467.5)	535.6 (728.4)	674.9 (883.2)	284 (432.5)	312 (467.5)			2	
3	474.4 (660.4)	183 (298.6)	322 (480.0)	350 (515.0)	573.6 (770.7)	696.2 (906.9)	322 (480.0)	350 (515.0)			3	
4	512.4 (702.7)	221 (352.9)	360 (527.5)	388 (562.5)	611.6 (812.9)	717.5 (930.6)	360 (527.5)	388 (562.5)			4	
5	550.4 (744.9)	259 (401.3)	398 (575.0)	426 (610.0)	649.6 (855.1)	738.8 (954.2)	398 (575.0)	426 (610.0)			5	
6人目以降 の加算額	38	38	38	38	38	21.3	38	38			加算	
判定	前年の所得 (1月～5月手当分は 前々年所得)	前年の所得 (1月～10月手当分は前々年所得)			前年の所得 (1月～7月手当分は前々年所得)		前々年の所得		-	-	判定	

注：（ ）内は給与収入額の目安で、本人限度額の収入に社保相当額及び基礎控除相当額を加算した額。実際の計算は総所得から下記を控除して算出する。

限度額に加算する金額

単位：万円

老人控除対象配偶者	10	10	-	10	-	10	-	-	-	老配
老人扶養親族1人につき	10	10	6※1	10	6※1	10	6※1	-	-	老扶
特定扶養親族1人につき	25	15	-	25	-	15	-	-	-	特定

※1：扶養親族が2人以上いる場合に加算。扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、1人目は加算しない。

所得から控除する金額

単位：万円

社会保険料相当額	8	8	8	8	8	8	8	-	-	社保
基礎控除相当額※2	10	10	10	10	10	10	10	-	-	基礎
障害 勤労学生控除	27	27	27	27	27	27	27	-	-	障勤
寡婦控除	27	0(27)※3	27	27	27	0(27)※4	27	-	-	寡婦
ひとり親控除	35	0(35)※3	35	35	35	0(35)※4	35	-	-	ひ親
特別障害者控除	40	40	40	40	40	40	40	-	-	特障
雑損 医療費 小規模企業共済等掛金	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	-	-	医療 小企
配偶者特別控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	控除相当額	-	-	配特

※2：控除対象とするのは、給与所得・公的年金所得がある場合のみ。

※3：児童扶養手当・ひとり親医療の受給者が母または父の場合は0円。受給者が養育者の場合は（ ）内の額。

※※ 児童扶養手当およびひとり親医療の受給者が母または父の場合は、養育費の80%（1円未満を四捨五入）を所得として加える。